

港長公示第 30-3 号



港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 1 月 31 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 3 区における投錨の禁止について

京浜港横浜区に出入りする船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の投錨を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

なお、港長公示第 8-15 号（平成 8 年 10 月 9 日）は、平成 30 年 1 月 31 日午前零時をもって解除した。

記

1 期 間

平成 30 年 1 月 31 日から当分の間

2 区 域

次の各地点を順次結んだ線及び二とイ点を結んだ線により囲まれた海面

イ 鶴見信号所（北緯 35 度 28 分 44 秒東経 139 度 42 分 02 秒）から 160 度 00 分 3, 210 メートルの地点（鶴見第 1 号灯浮標）

ロ イ地点から 49 度 00 分 460 メートルの地点（鶴見第 2 号灯浮標）

ハ ロ地点から 137 度 30 分 990 メートルの地点

ニ ハ地点から 200 度 00 分 525 メートルの地点

3 その他

禁止区域付近に投錨する船舶は、振れ回りにより船体が当該区域に入ることをないように注意すること。

別 図

